

M&I 生活設計と資産運用

もしものホーム法務

遺産分け

父の生前、兄だけ多額の学費

開業医だった父を「くし
たAさん(50)。遺言がな
かつたため、弟と2人で法
定相続分の通りに財産を分
け合おうと提案した。しか

し弟は、Aさんが私立大学
の医学部に進学して、父か
ら多額の学費を出してもら
っていたことを挙げ、遺産
は自分の方が多くもらうべ
きだと主張した。

相続では、遺言が残され
ていなかつた場合、遺族(法
定相続人)同士で財産の分
け方を話し合って決める必
要があります。その場合、
民法が規定する「法定相続
分」を参考に配分を考える
のが一般的です。

注意が必要なのは、遺族
のうちの誰かが、「亡くなっ
た人から生前、多額の贈与

を受けた場合は、法定相続
分をすべて受け取るのでは
なく、特別受益分を差し引
いた残りを受け取ります。
特別受益にあたるのはど
んな場合でしょう。一般的
には①結婚する際にもらつ
た支度金や持参金②大学の
入学金・学費に充てた教育
資金③援助してもらったマ
イホームの購入資金——な
どが挙げられます。

純に法定相続分どおりに分
けると、別の遺族が不平を
抱きかねません。多額の贈
与などを民法は「特別受益」
とみなし、遺産分割で考慮
すべきとしています。

贈与が特別受益と判断さ
れた場合、その分はいった
ん相続財産に加算し、その
うえで各人ごとに法定相
続分を計算し直します。贈与
を受けた本人は、法定相続
分をすべて受け取るのでは
なく、特別受益分を差し引
いた残りを受け取ります。

ただし、「特別受益にあ
たるかは個別のケースで分
かる」とベリーベスト法
律事務所の弁護士、清水晃
さんは話します。家の購入
資金について言えば、そこ
に親が同居していたり2世
帯住宅だつたりした場合、
子供が特別大きな利益を受
けたわけではないとして、
特別受益とは考慮されない

いのが通例です。清水弁護
士によると大学以上につい
ても「家庭の事情、資産や
せば高校の学費も含まれな
か。親が子供を扶養するの
は義務ですから、中学校ま
での義務教育にかける資金
は特別受益ではありません。
現在の教育水準に照ら
たような場合は、議論が分
かれることです。親が一
般的なサラリーマンで、兄
を医師にするために数千万
円も援助していたなら、特
別な利益を受けたと判断さ
れるかもしれません。

Aさんのように親が開業
医で、その事業を継ぐよう
促された場合、話は別です。
費用の大小にもよります
が、その家族にとって特別
なものではなく、必要不可
欠の出費とも考えられま
す。その場合、後に起きた遺
産分割で特別受益にあたら
ないと判断される可能性が
あります。Aさんは弟から
反発されはしたけれども、
法定相続分をそのまま受け
取れると考えられます。

家業のためなら「受益」とせず

生前贈与は「特別受益」にあたるか

○ あたるケース

結婚の際に持参金を
もらつた

マイホームの購入資
金を出してもらつた

独立するときに開業
資金を出してもらつた

✗ あたらないケース

結婚の際に結納金や
挙式費用を出しても
らつた

親と住む二世帯住宅
の購入資金を出しても
らつた

親が営む事業を継ぐ
のに必要資金を出し
てもらつた

あたるケースで本人が相続できるのは…

【遺産+生前贈与分】×法定相続割合×生前贈与分

(注) 実際は家庭の状況や収入・資産、社会通念などを考慮
して個別に判断

たるかは個別のケースで分
かる」とベリーベスト法
律事務所の弁護士、清水晃
さんは話します。家の購入
資金について言えば、そこ
に親が同居していたり2世
帯住宅だつたりした場合、
子供が特別大きな利益を受
けたわけではないとして、
特別受益とは考慮されない

いのが通例です。清水弁護
士によると大学以上につい
ても「家庭の事情、資産や
せば高校の学費も含まれな
か。親が子供を扶養するの
は義務ですから、中学校ま
での義務教育にかける資金
は特別受益ではありません。
現在の教育水準に照ら
たような場合は、議論が分
かれることです。親が一
般的なサラリーマンで、兄
を医師にするために数千万
円も援助していたなら、特
別な利益を受けたと判断さ
れるかもしれません。

Aさんのように親が開業
医で、その事業を継ぐよう
促された場合、話は別です。
費用の大小にもよります
が、その家族にとって特別
なものではなく、必要不可
欠の出費とも考えられま
す。その場合、後に起きた遺
産分割で特別受益にあたら
ないと判断される可能性が
あります。Aさんは弟から
反発されはしたけれども、
法定相続分をそのまま受け
取れると考えられます。